

保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査結果(概要)

○ 調査概要

- ・調査時期 令和6年6月下旬～7月中旬
※インターネット調査(協力依頼文書を郵送しWEBフォームにて回答)
- ・調査対象 都内に所在する以下の施設9,533施設。このうち、東京都受動喫煙防止条例に基づき、特定屋外喫煙場所を設けない努力義務が適用される施設のみ集計対象とした。
(集計対象回答数5,325施設)
 - ・認可保育所、認証保育所、認可外保育施設、地域型保育事業、認定こども園
 - ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校

調査項目	調査結果
1 屋内の喫煙室等の有無(Q8)	ない 99.9% ある 0.1%
2 屋外の喫煙場所の有無(Q9)	ない 99.2% ある 0.8%
3 屋内外問わず喫煙場所の有無(参考)	ない 99.2% ある 0.8%
4 室内における受動喫煙の健康影響認知度(Q5)	認知率 99.6% (知っている)
5 健康増進法の認知度(Q6)	認知率 95.6% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
6 東京都受動喫煙防止条例の認知度(Q7)	認知率 92.1% (内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)
7 第一種施設における屋内完全禁煙(*)の認知度(Q11)	知っている 92.0% 知らなかった 8.0%
8 保育所・学校等における特定屋外喫煙場所設置不可(努力義務)の認知度(Q12)	知っている 87.8% 知らなかった 12.2%
9 加熱式たばこ規制対象であることの認知度(Q15)	知っている 82.0% 知らなかった 18.0%
10 喫煙場所を設置していない理由(複数回答)(Q16-1)	施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため 72.2% 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため 54.6% 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため 38.6% 施設利用者・保護者からの要望があったため 4.3% 従業員からの要望があったため 2.3% 近隣住民からの要望があったため 1.8% その他(喫煙者がいないから、必要がないから、子供のための施設だから、ないことが当たり前、元々設置していない等) 20.5%
11 受動喫煙防止にかかる制度内容についての情報を把握する方法(上位7つ・複数回答)(Q21)	東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター 37.4% 東京都の広報誌、情報番組 36.9% 区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター 32.3% 区市町村・保健所などの広報誌 31.0% テレビ・ラジオ(東京都の情報番組を除く) 25.7% 一般の新聞・雑誌 22.6% インターネット(国・東京都・区市町村・保健所のホームページを除く) 20.2%

*健康増進法上第一種施設においては屋内に喫煙場所を設置できないことを、本調査において「完全禁煙」と表現。

※パーセンテージ表記は、小数点以下第2位を端数処理(四捨五入)しているため、各項目の合計が100%とならない場合がある。